

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果				
東京	所得税		国(芝税務署長、京橋税務署長)	完結 *相手側(原告個人)は、本件各年(各月)において、所得税法2条1項3号に規定する居住者に該当するかどうか。	25~27 25/6~ 27/12	2	高梨訟務官 山崎実査官	東京地方3		R1.8.5	R5.4.12	一部敗訴										
東京	所得税		国(旭税務署長事務承継者神田税務署長)	完結 (1) 相手側が主張する立替経費は、本件各年分の必要経費と認められるか。 (2) 本件調査において本件調査結果説明が行われずに更正処分がされたことは、国税通則法が規定する調査手続に反するか。 (本人訴訟)	24~26	2	高梨主任訟務官 津島実査官	大阪地方2		R1.9.26	R4.11.30	棄却	大阪高等14	R4.12.9	相手側	R5.8.31	棄却					
東京	相続税		国(目黒税務署長)	完結 本件各土地のうち相手側が代表取締役を務める法人を使用者とする部分の時価	26	1	八重樫訟務官 村上実査官	東京地方2		R1.9.30	R5.1.26	棄却	東京高等11	R5.2.14	相手側	R5.12.13	棄却					
名古屋	法人税		国(沼津税務署長)	係属 本件賃料は、原告の収入として益金の額に算入すべきか否か。 本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12~ 28/12	1	服部訟務官 鈴木主査	静岡地方2		R1.10.1	R5.9.21	棄却	東京高等21	R5.10.4	相手側							
大阪	法人税		国(東山税務署長)	係属 特別民法法人から一般財団法人への移行時に有する資産等の帳簿価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の評価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をすする前の金額か、評価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。	24/3~ 30/3	1	福田訟務官 菊地実査官 鉛口実査官	東京地方38		R1.10.15	R5.2.17	全部敗訴	東京高等21	R5.3.3	国側							
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結 *原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。 (消費税)	26/6~ 28/6	1	岡村訟務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2	R5.5.12	一部敗訴										
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結 *原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。 (消費税)	26/10~ 28/10	1	岡村訟務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2	R5.5.12	一部敗訴										
東京	所得税		国(杉並税務署長)	係属 *相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 *相手側は債務免除を受けたか否か。 *相手側は債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 *債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	原本訟務官 木村専門官	東京地方51		R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京高等16	国側 R5.3.28 相手側 R5.3.29	双方	R6.1.25	全部敗訴	東京高等16	R6.2.7	国側		
関信	所得税		国(所沢税務署長)	完結 *原告が行った各修正申告について、錯誤による無効が認められるか否か (消費税)	21~27	2	増村訟務官 小谷野専門官 山崎実査官	東京地方38		R1.12.5	R4.9.9	却下棄却	東京高等9	R4.9.21	相手側	R5.4.19	棄却					
関信	所得税		国(水戸税務署長)	完結 *原告が行った2回の修正申告は、いずれも無効であるか否か。 (本人訴訟)	26	1	近岡訟務官 小谷野専門官 齋藤実査官	水戸地方2		R1.12.26	R4.5.26	棄却	東京高等23	R4.6.10	相手側	R5.1.18	棄却	最高二小	R5.2.1	相手側	R5.7.7	棄却
東京	法人税		国(麴町税務署)	完結 *本件に係る税務調査に課税処分を取り消すべき違法があるか否か。 *相手側のシンガポール関係会社の株式を間接保有する個人が特殊関係非居住者に該当するか否か。 *相手側のシンガポール関係会社について、措置法66条の6第3項の適用があるか否か。具体的には、当該関係会社の主たる業務は「水運業」であるか又は「卸売業」であるか。	26/1~ 29/1	1	平山訟務官 浅野実査官	東京地方2		R2.1.31	R5.3.16	棄却										
広島	相続税		国(岡山東税務署長)	係属 相続により取得した農地について、評価通達の定める評価方法によらないことが相当と認められる特別な事情があるか否か 原告の税務調査において、調査担当者による不法行為があったか否か 請求金額33万円、仮執行宣言請求あり	26	2	高橋訟務官 赤代専門官 井上実査官	岡山地方2		R2.2.19	R5.10.11	棄却	広島高等岡山支部	R5.10.16	相手側							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審									
局	主税目等	原告等 被告等	経過	課税年度	如分部署 担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
東京	法人税	国(神奈川県 税務署長)	係属	29/3	3 小西訟務官 山元専門官	東京地方2		R2.3.4	R4.1.20	棄却	東京高等15		R4.2.4	相手側	R4.9.14	全部敗訴		R4.9.28	国側		
東京	相続税	国(川崎北 税務署長)	完結	27	1 北村主任訟務官 小林実査官	東京地方38		R2.5.1	R4.5.17	棄却	東京高等10		R4.5.26	相手側	R4.11.24	棄却	最高一小	R4.12.6	相手側	R5.5.25	不受理
東京	所得税	国(雷谷税 務署長)	完結	26	1 伊藤主任訟務官 佐藤実査官	東京地方2		R2.5.26	R4.7.14	棄却	東京高等20		R4.7.27	相手側	R5.4.19	棄却	最高三小	R5.5.2	相手側	R6.1.17	不受理
東京	消費税	国(新宿税 務署長)	完結	26/11~ 30/1	2 小崎訟務官 阿部実査官	東京地方38		R2.5.28	R4.1.21	棄却	東京高等9		R4.2.7	相手側	R5.1.25	棄却					
東京	法人税	国(豊島税 務署長)	完結	29/3	2 小西訟務官 山元専門官	東京地方38		R2.6.11	R5.1.27	棄却	東京高等17		R5.2.10	相手側	R5.9.13	棄却	最高一小	R5.9.29	相手側	R6.2.15	棄却
大阪	所得税(譲渡)	国(上京税 務署長)	完結	27	2 成光訟務官 松谷穂括 角田専門官 中西実査官	東京地方38		R2.6.11	R5.4.21	棄却											
関信	その他開 接諸税	国(新潟税 務署長)	係属	26.9 ~ 29.8	1 須藤訟務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方3		R2.7.22	R5.3.8	一部敗訴	東京高等22		R5.3.22	双方	R5.10.18	一部敗訴	東京高等22	R5.10.31	相手側		
東京	所得税	国(大月税 務署長)	係属	27~29	1 田名後訟務官 佐藤実査官	東京地方51		R2.8.21	R5.3.9	却下棄却	東京高等21		R5.3.17	相手側	R5.11.30	棄却	東京高等21	R5.12.13	相手側		
東京	国賠	国	完結	-	1 田名後訟務官 山代実査官	東京地方15		R2.9.8	R4.7.22	棄却	東京高等16		R4.7.26	相手側	R5.4.27	棄却	最高三小	R5.5.8	相手側	R5.11.22	棄却
熊本	法人税	国(鹿児島 税務署長)	完結	28.4~ 29.3	1 福田訟務官 鈴木実査官	東京地方3		R2.9.11	R4.11.18	棄却	東京高等4		R4.11.30	相手側	R5.4.27	棄却	最高三小	R5.5.10	相手側	R5.12.13	棄却
名古屋	法人税	国(岐阜北 税務署長)	完結	28/5 29/5	3 服部訟務官 鈴木主査	東京地方2		R2.9.16	R5.3.9	棄却	東京高等14		R5.3.23	相手側	R5.11.9	棄却					
東京	法人税	国(江東西 税務署長)	係属	25/3 ~ 28/3	3 茅野訟務官 浅野実査官	東京地方2		R2.9.18	R5.12.7	全部敗訴	東京高等		R5.12.21	国側							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審			控訴審			上告審															
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
関信	消費税		国(川口税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	26.2 ~ 30.2	3	須藤訟務官 宮坂専門官 岡崎実査官	東京地方3		R2.10.7	R4.10.26	棄却	東京高等20		R4.11.8	相手側	R5.3.31	取下げ							
大阪	所得税		国(宇治税務署長事務局長伏見税務署長)	係属	・ 本件配当所得は所得税法9条1項16号の規定により非課税となるか否か ・ 譲渡をした資産が複数ある場合における租税特別措置法39条8項で定める「譲渡をした資産ごとに計算する方法とは、具体的にどのような資産ごとに行う計算方法か ・ 平成29年分更正処分における措置法39条1項の計算に係る理由付記に不備があるか否か ・ 相続人間で遺産分割を了していない相続財産を財産債務調書に記載する必要があるか否か	28 29	1	梶本訟務官 市原実査官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6	相手側	R6.1.18	棄却	大阪高等11		R6.1.29	相手側			
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	係属	本件各金員は、本件関係人が原告に対して贈与したものと否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~29	2	三島訟務官 長谷川専門官 星野実査官	静岡地方2		R2.10.15															
大阪	法人税		国(東山税務署長)	未確定	本件役員給与には、不相当に高額な部分として損金算入されない金額(法人税法第34条2項)があるか	25/9~ 28/9/ 28/12	2	福田訟務官 井上実査官	東京地方2		R2.11.30	R5.3.23	棄却	東京高等24		R5.4.4	相手側	R6.1.18	棄却							
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	完結	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か(本人訴訟)	29	1	水田主任訟務官 村岡訟務官 和久里専門官 高橋実査官	岡山地方2		R2.12.19	R4.2.9	棄却	広島高等岡山支部		R4.3.1	相手側	R4.12.22	棄却	最高一小		R5.1.9	相手側	R5.5.10	棄却	
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損益は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の為替差損益を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由の不備があるか否か。	26.27	2	大坪訟務官 森西実査官	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26	相手側	R5.5.24	棄却	最高三小		R5.6.16	相手側			
熊本	国賠		国	完結	被告に違法な立法行為及び不作為があったとして、被告は国家賠償請求権及び不当利得返還請求権に基づき賠償責任を負うか。 請求金額 4億7284万6980円 仮執行宣言 無	26.4~ 02.3	1	福田訟務官 鈴木実査官	東京地方23		R2.12.28	R4.4.12	棄却	東京高等19		R4.4.25	相手側	R4.11.29	棄却	最高二小		R4.12.9	相手側	R5.5.19	棄却	
東京	所得税		国(京橋税務署長)	完結	国際司法裁判所に勤務したことにより相手側が受給する退職年金は、非課税所得に該当するか否か。	26~30	1	落合訟務官 平戸専門官	東京地方51		R2.12.29	R5.3.16	棄却													
東京	所得税		国(小石川税務署長)	完結	外国子会社合算税制における租税特別措置法施行令第25条の21第2項2号イ規定の「請求権に基づき受け取ることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちを占める割合」の意義について	28~30	2	笹田訟務官 峯川実査官	東京地方38		R3.1.20	R5.3.14	棄却													
仙台	相続税		国(仙台北税務署長)	未確定	評価通達6項により同族会社の株式を評価したことが適法か否か。	26	1	倉成主任訟務官 音道訟務官 尾崎実査官	東京地方51		R3.1.26	R6.1.18	全部敗訴	東京高等		R6.1.31	国側									
関信	消費税		国(新潟税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27.3 ~ 30.3	1	須藤訟務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方38		R3.2.16	R5.8.29	棄却													
関信	消費税		国(相生税務署長)	係属	原告が行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3 ~ 31/3	3	加藤訟務官 角木専門官 齋藤実査官	東京地方51		R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24		R5.6.8	相手側									
東京	所得税		国(目黒税務署長)	係属	(1) 原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令84条5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合(有利な金額で株式を取得する場合)」に該当するか否か。 (2) 仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の行使による経済的利益の額は幾らか(当該経済的利益の額を計算する際の株式の価格(株式の時価)は幾らか)。	25	2	八重樫訟務官 潮専門官	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3	相手側	R5.8.2	棄却	最高一小		R5.8.15	相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審														
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
大阪	所得税		国(伏見税務署長)	係属	27~28	2	松本訟務官 中西実査官 市原実査官	大阪地方7		R4.9.15																
札幌	法人税		国(小樽税務署長)	係属	30/12	1	山田訟務官 中実査官	札幌地方2		R4.9.15	R6.2.5	棄却	札幌高等		R6.2.19											
東京	所得税		国(麻布税務署長)	係属	29、30	1	植村訟務官 鈴木実査官	東京地方3		R4.9.16																
仙台	法人税		国(黒石税務署長)	係属	23/12 27/12 ~ 30/12	1	倉成主任訟務官 長内訟務官 佐藤専門官	青森地方2		R4.9.18																
東京	所得税(源泉)		国(市川税務署長)	完結	29/5、 29/7~ 10	2	小西訟務官 吉川実査官	東京地方38		R4.9.21	R5.6.9	取下げ														
東京	所得税		国(千葉南税務署長)	係属	29~1	2	伊藤主任訟務官 佐藤実査官	東京地方38		R4.9.21																
東京	法人税		国(練馬東税務署長)	完結	27/9	1	東山主任訟務官 小野訟務官 海老澤実査官 南部実査官	東京地方38		R4.9.26	R5.5.16	取下げ														
関西	所得税		国(春日部税務署長)	係属	29	2	津久井訟務官 伊原主査 益子実査官	東京地方51		R4.9.27																
東京	所得税		国(荻窪税務署長事務承継者大月税務署長)	完結	26~30	1	森本訟務官 永山実査官	東京地方38		R4.10.11	R5.7.5	移管														
東京	国賠		国	完結	-	1	森本訟務官 永山実査官	東京地方18		R4.10.11	R5.7.5	移管														
名古屋	所得税		国(荻窪税務署長事務承継者大月税務署長事務承継者沼津税務署長)	係属	26~30	1	三島訟務官 星野実査官	東京地方38		R4.10.11	R5.9.12	却下棄却			R5.9.24	相手側										
名古屋	国賠		国	未確定	-	1	三島訟務官 星野実査官	東京地方18		R4.10.11	R5.10.27	棄却	東京高等4		R5.11.11	相手側	R6.2.29	棄却								

